

2025年JAFカップ オールジャパン ダートトライアル



JAF公認 : 国内競技
開催場所 : スポーツランド信州
オーガナイザー : エース・ラリー・ファミリーズ・オート・クラブ (ARFA)
ザ・マーケティングチョーカーズ (THE・MC)

2025.11.8-9

特別規則書

公示

競技会の定義及び組織

2025年JAFカップオールジャパンダートトライアルは、一般社団法人日本自動車連盟(以下JAFという)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、2025年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第1条

競技会の名称

2025年JAFカップオールジャパンダートトライアル

第2条

競技種目

ダートトライアル

第3条

競技会の格式

JAF公認:国内競技(JAF公認 2025年 1714号)

第4条

開催日程

2025年 11月 8日(土) ~ 11月 9日(日) 2日間

第5条

競技会開催場所

スポーツランド信州

〒381-1222

長野県長野市松代町1005-1

TEL090-4756-4586

第6条

オーガナイザー

エース・ラリー・ファミリーズ・オート・クラブ(ARFA) 代表者:星野 悟

〒947-0051

新潟県小千谷市三仏生3993-4 吉野屋商店内

TEL0258-82-2785

ザ・マーケティングチョーカーズ(THE・MC)

代表者:堀内 純

〒369-0306

埼玉県児玉郡上里町七本木3555-48

TEL070-6643-1879

第7条

大会役員

大会会長

星野 悟

第8条

組織委員会

組織委員長

後藤 和弘

組織委員

堀内 純

組織委員

熊倉 俊夫

第9条

競技会主要役員

1)競技会審査委員会

審査委員長

早田 卓 (JAF派遣)

審査委員

鎌田 耕造 (JAF派遣)

審査委員

立川 敬士 (組織委員会任命)

2)競技役員

競技長

後藤 和弘

副競技長

梅沢 三朗

コース委員長

和田 修一

計時委員長

木暮 徹也

技術委員長

小池 克弘

救急委員長

堀越 亮

医師団長

公式通知にて発表

事務局長

堀内 純

第10条

参加申込および参加費用

1)参加申込場所および問い合わせ先(大会事務局)

ザ・マーケティングチョーカーズ(THE・MC)

担当者:堀内 純

〒369-0306

埼玉県児玉郡上里町七本木3555-48

2025JAFカップダートトライアル事務局

TEL070-6643-1879

mail : easmail2015@gmail.com

2)参加受付期間

受付開始 2025年 9月 29日(月)

締切日 2025年 10月 10日(金)必着

3)最大参加台数

参加受理総台数は120台とする。

4) 提出書類

1. 所定の「参加申込書」「車両申告書」「出場選手カード」「参加申込明細書」に必要事項を正確に記入し、署名のうえに参加受付期間内に以下の参加料を添えて現金書留または銀行振込にて締切までに確実に申し込む事。
2. 銀行振込にて申し込む場合は、上記書類と「振込明細書のコピー」を必ず同封し郵送すること。振込手数料は申込者各自負担のこと。

【振込先】 東和銀行 本庄支店 普通 3084068
イーエーエス ホリウチジュン

5) 参加料

1. JAFカップ対象クラス
各クラス 34,000円/名

6) サービス員、サービスカー、その他

- ① サービス員 1名/2,000円(2日間)登録人数の制限は行わない。
- ② 予備スペース(※注) 1枠/4,000円(2日間) 2.5m×5.0m
予備スペース登録は競技参加者1名に対して1枠までとする。
- ③ サービスカー(※注) 1台/5,000円(2日間)
 - 1) 2.5m×5.0mのパドックサイズ内に置ける車両に限る。
 - 2) 競技車両に隣接するパドックへの駐車は考慮しますが、申込による参加台数がパドック総容量を超える場合、指定場所への駐車となります。
 - 3) サービスカーの登録は競技参加者1名に対して1台までとする。(※注)
 - 4) サービスカーの競技中移動は不可とする。

※注: *重複参加の場合、②予備スペース・③サービスカーの申込合計枠は最大3枠までとする。
*参加台数により予備スペース・サービスカーを競技車両に隣接出来ない場合があります。
また、パドック収容量を超えた場合、いずれかの申込を受付出来ない場合があります。
上記いずれもオーガナイザーの指定するスペースに配置すること。

- ④ 積載車両 無料(要登録)
 - 1) 指定した場所に駐車してください。但し、登録を必要とする。
 - 2) 指定した場所以外に駐車した場合は撤去移動させていただきます。
- ⑤ 持込テント 無料 但し、各競技車両のパドックサイズ内にて設置してください。
- ⑥ 公開練習 1名/4,000円(1本走行) 公式競技ではなく、参加は任意です。
また、参加の方は「公開練習申込書」を記載し申込みを行ってください。
- ⑦ 登録
 - 1) 上記登録は、参加申込と同時に「参加申込明細書」に記入して、参加料と共に料金を添えて行ってください。
 - 2) 参加申込締切後の追加登録は受付いたしません。ご注意ください。

第11条 競技のタイムスケジュール

1. 2025年 11月 8日(土)

ゲートオープン	9:00 ~
公開練習参加受付確認	10:00 ~ 10:40
公開練習慣熟歩行	10:10 ~ 11:00
公開練習ドライバースフリーフィンク*	11:10 ~ 11:25
公開練習開始	11:40 ~ 13:30(予定)
	(1本走行)
公式受付A(参加確認受付)	13:00 ~ 15:00(2時間)
公式車両検査A	13:30 ~ 15:30(2時間)
車両持出申請受付	14:00 ~ 16:00(2時間)
車両保管(持出車両除く)	15:30 ~ 翌日6:00まで
ゲートクローズ	17:00予定

2. 2025年 11月 9日(日)

ゲートオープン	6:00 ~
持出車両検査	6:00 ~ 6:50(50分間)
公式受付B(参加確認受付)	6:20 ~ 7:00(40分間)
公式車両検査B	6:30 ~ 7:10(40分間)
慣熟歩行①	6:50 ~ 7:50(1時間)
開会式& ドライバースフリーフィンク*	8:00 ~ 8:20(20分間)
第1ヒート	8:40 ~
慣熟歩行②	第1ヒート終了5分後から40分間
第2ヒート	慣熟歩行②終了20分後
再車両検査	各クラス第2ヒート終了後随時
表彰式	15:00(予定)

3. ドライバースフリーフィンクへの出席は必須です。遅刻・欠席の場合、再フリーフィンクを必ず受けていただきます。尚、再フリーフィンク料として30,000円の支払いが必須となります。
4. 公式車検はドライバー本人または登録されたサービス員にて受けること。
5. 各クラス参加者は公式受付A(参加確認受付)および公式車両検査Aを原則として受けて下さい。但し、車両変更申請は、公式受付B(参加確認受付)を最終とします。
6. 公式受付A(参加確認受付)を済ませた場合でも、公式受付B(参加確認受付)にて参加確認受付を必ずすること。

- 第12条 慣熟歩行**
タイムスケジュールに従い、歩行にて行う。
- 第13条 競技の参加台数及び部門・クラス区分**
2025年JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル規定第6条2. に準ずる。
- 第14条 参加資格と優先順位**
2025年JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル規定第9に準ずる。
- 第15条 賞典**
1. JAFカップ対象クラス
1) 全部門・全クラス 1位 JAFカップ／JAF楯／オーガナイザー賞（賞金又は賞品）
2) 全部門・全クラス 2位～3位 JAF楯／JAF賞／オーガナイザー賞（賞金又は賞品）
4位～6位 JAF賞／オーガナイザー賞（賞金又は賞品）
3) JAF賞を除き各クラスの参加台数により50%（小数点以下四捨五入）の範囲内で最大6位までとする。
2. 特別賞
1) 別途、特別賞を設ける場合がある。
3. 賞典範囲は別途公式プログラムまたは公式通知にて発表する。
- 第16条 その他の規則**
2025年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則を適用するが、以下の条項については同統一規則の内容を一部追加・削除もしくは置き換えて適用する。
第1条 本特別規則第1条から第15条に記載された内容に置換する。
第2条2) 「全日本ダートトライアル選手権」を「本大会」に置換する。
第3条 本特別規則第13条に置換する。
第5条 本特別規則第14条に置換する。
第6条 2025年JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル規定第10条に置換する。
第10条8) 削除する。
第13条 本特別規則第12条に置換する。
第17条 「全クラス競技期間中において、機材等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温する事は禁止される」に置換し、1)、2)は削除する。
第24条9) 削除する。
第29条 「全日本選手権競技会」「全日本選手権各大会」を「本競技会」に置換する。
第30条 本特別規則第15条に置換する。
- 第17条 計時装置**
1) 計測は、自動計測器を使用し1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
2) 万一メインの自動計測器に故障が生じた場合に限り、別個の独立したバックアップの自動計測器の計測結果を成績とする。
- 第18条 遵守事項**
1) 全ての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに則ってマナーを保たなければならない。
2) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 第19条 損害の補償**
1) 参加者・競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
2) 参加者、競技運転者、サービス員（ヘルパー含む）、ゲスト等は、JAFおよびオーガナイザーの大会役員、競技役員、大会雇用者が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しなければならない。
すなわち大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。
- 第20条 その他の事項**
1) 競技運転者は競技に有効な保険または共済の加入者に限る。
2) 国内競技規則3ー7に従い競技会を中止にした場合は、事務手数料として5,000円を差し引いて参加費用を返金する。
3) 国内競技規則4ー19に従い、参加を拒否した場合は、事務手数料2,000円を差し引いて返金する。
4) その他の事項は、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準ずる。
5) 本特別規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項はすべての規則に優先する。

大会組織委員会